

第5回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月12日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（11人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 3番 阿部和夫

5. 農業委員会事務局職員

主任	須山祐介
主事	高山人志

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画（案）について

議案第17号 農用地利用配分計画（案）について

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和2年第5回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は1名ですので、定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の
議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、4番佐々木委員、5番藪内委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和2年4月14日（火）西部農業委員会会長協議会総会（会長・事務局長）

令和2年4月22日（水）常設審議委員会（書面決議）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案の1～3ページです。

（番号1）

譲渡人が米子市のAさんで、譲受人が境港市三軒屋町のBさんです。申請地を
売買により所有権移転し露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在
は、境港市中海干拓地・畑・2，990㎡で農用区域内にあります。地図は
2ページです。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関す
る事項について、ご説明します。まず、第1号の全部効率利用要件についてで
すが、所有権移転後も耕作を維持することですので、農地を効率的に利用
できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3
号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作
業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるというこ
とで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の下限面積要件につ
いてですが、他耕作農地面積が、14,150㎡で、合計耕作農地面積が、17,
140㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。第6号
の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、耕作を
維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定
及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支
障は生じないものと考えられます。

事務局 以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、酒井委員、永井委員にお願いしました。以上です。

永井委員 (現地調査について説明)

堆肥、石について残っている状態ですが、業者が取り除く予定にしていると聞いています。栽培については少し作りにくいところもありますが、問題は無いと思います。皆様の審議をお願いします。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第14号は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案の4～24ページです。

(番号1、2)

譲渡人は、境港市渡町のCさん、境港市渡町のDさんで、譲受人は松江市のEさんです。土地の所在は、7ページにあります渡町・畑・651㎡、及び渡町・畑・337㎡、合計988㎡です。申請理由は、申請地を売買及び地上権設定により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま使用することから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。隣接土地所有者への同意は取っておられます。現地調査は、酒井委員、永井委員にお願いしました。以上です。

永井委員 (現地調査について説明)

道路から約1m低い位置にあり、排水もいいことから畑としては良い条件であるが、太陽光パネルを設置されるとのことです。皆様の審議をお願いします。

事務局（番号3）

譲渡人は、境港市渡町のFさんで、譲受人は松江市のGさんです。土地の所在は、7ページにあります渡町・畑・661㎡です。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま使用することから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。隣接土地所有者への同意は取っておられます。現地調査は、酒井委員、永井委員にお願いしました。以上です。

永井委員（現地調査について説明）

過去に耕作してある形跡があり、おそらく放棄地となって1年くらいと思われます。雨水の排水については問題ないと思います。皆様の審議をお願いします。

事務局（番号4）

譲渡人は、境港市渡町のHさん、境港市渡町のIさんで、譲受人は松江市のJさんです。土地の所在は、11ページにあります渡町・畑・479㎡、及び渡町・畑・479㎡、合計958㎡です。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま使用することから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。隣接土地所有者への同意は取っておられます。現地調査は、酒井委員、永井委員にお願いしました。以上です。

永井委員（現地調査について説明）

項目は畑ですが、現状は山林のような状態になっています。家電等の不法投棄も多くみられますが、問題は無いと思います。皆様の審議をお願いします。

事務局（番号5）

譲渡人は、境港市渡町のKさんで、譲受人は松江市のLさんです。土地の所在は、14ページにあります渡町・畑・790㎡です。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われる。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま使用することから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。隣接土地所有者への同意は取っておられます。現地調査は、酒井委員、永井委員にお願いしました。以上です。

永井委員（現地調査について説明）

周辺に畑もありましたが、この土地だけ非常に荒れていました。問題は無いと思います。皆様の審議をお願いします。

事務局（番号6、7）

譲渡人は、米子市のMさん、境港市渡町のNさんで、譲受人は松江市のOさんです。土地の所在は、14ページにあります渡町・畑・657㎡、及び渡町・畑・393㎡、合計1,050㎡です。申請理由は、申請地を売買及び地上権設定により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われる。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま使用することから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。隣接土地所有者への同意は取っておられます。現地調査は、酒井委員、永井委員にお願いしました。以上です。

永井委員（現地調査について説明）

荒れている農地であります。周辺住民の同意も得られているため問題ないと思います。皆様の審議をお願いします。

事務局（番号8）

譲渡人は、境港市渡町のPさんで、譲受人は松江市のQさんです。土地の所在は、22ページにあります渡町・畑・682㎡です。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま使用することから、流水等による被害発生のおそれはないと考えられます。隣接土地所有者への同意は取っておられます。現地調査は、酒井委員、永井委員にお願いしました。以上です。

永井委員（現地調査について説明）

道路より少し低い位置に申請地がありました。問題は無いと思います。皆様の審議をお願いします。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。

議長 6番、8番については周辺に家が建っていますが、住民の同意書は取ってあるのでしょうか。

事務局 同意書までは取っていませんが、住民からの了解は得ています。光の反射具合も調整しており、住民の生活にも問題ないとの報告を受けています。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第15号は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第16号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

（議案内容に関係するため河岡委員退室）

事務局 議案第16号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。追加資料1ページから5ページです。

事務局 追加資料2ページが総括表です。利用権設定のうち賃借権設定が畑5筆、11,585㎡で、すべて新規となっています。追加資料3ページが利用権設定の各筆明細です。Rさんが合意解約した農地を、Sさんが契約するものです。追加資料4ページが中間管理事業分の利用権設定の各筆明細です。追加資料5ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第17号「農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号「農用地利用配分計画(案)について」を説明させていただきます。追加資料6ページから7ページです。これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。今回は、中海干拓地で新規に担い手育成機構に貸し出しのあった農地について、認定農業者さん、新規就農者さんに貸し付けをするという配分計画案になっています。なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第17号は、原案のとおり承認されました。

(河岡委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

- | | |
|---------------------|--------------|
| ○常設審議委員会（会長） | 令和2年5月22日（金） |
| ○令和2年第6回境港市農業委員会総会 | 令和2年6月10日（水） |
| ○青年等就農計画審査会（会長・事務局） | 令和2年5月26日（火） |

・農業委員会情報 5月号「農地の転用について」

6月号「農地や用水路への不法投棄について」予定

議 長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

角 委 員 優良農地においても太陽光パネルの設置を進めていくことに疑問を感じます。農地の貸し借り状況、空き状況等の情報を公開するべきではないでしょうか。

事 務 局 全ての畑を網羅することは難しいと考えますが、各農業者が「どの地区で」「どれくらいの面積」という希望を聞いて斡旋することは可能と思われます。

角 委 員 現在農業公社が中間保有している農地はどのような状況なのでしょうか。

事 務 局 耕作者が途中で解約し、その後地権者との契約は残っている状態で使われていない中間保有地が多くある状況です。道路に面しており通行の支障が出る箇所、また周辺住民から苦情が寄せられた農地については刈払いで対応しています。

角 委 員 中間保有地についても空き農地の状況をやはり皆さんに公開するべきだと考えます。

事 務 局 場所・地目・面積についてはまとめた資料があるため、来月の総会で皆様に情報を提供することは可能と思います。しかしながら、現時点では市のホームページ等での公表はしておらず、窓口にご相談に来られた方への情報提供として資料を使わせていただいている状況です。

議 長 以上をもちまして令和2年第5回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和2年5月12日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
